

経産省による事業

令和2年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

■ ZEHビルダー/プランナー登録

公募要領

令和2年4月

ZEHビルダー/プランナー登録を申請される皆様へ

ZEHビルダー/プランナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることがZEHビルダー/プランナー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該ZEHビルダー/プランナーが関連した補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めるときもあり得ますので、注意してください。

なお、登録されたZEHビルダー/プランナーが関わる補助事業で補助事業者が導入した設備等については、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。

万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 事業趣旨	5
----------	-------	---

2章 ZEHビルダー/プランナー登録公募

2 ZEHビルダー/プランナー登録公募

2-1 ZEHビルダー/プランナーとは	9
2-2 ZEHビルダー/プランナーの役割	9
2-3 ZEHビルダー/プランナー登録	10
(1) ZEHビルダー/プランナー登録の要件	10
2-4 ZEHビルダー/プランナー登録の区分	10
(1) 登録の単位	10
(2) 地域による区分	10
(3) 住宅の種別による区分	11
(4) 「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択	11
2-5 ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報	12
2-6 ZEHビルダー/プランナー登録後の 実績報告とその一部の公表	13
2-7 ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表	14
(1) 公募	14
(2) ポータルサイトのID取得申込～IDの付与	14
(3) ポータルサイトへの情報入力	14
(4) ZEHビルダー/プランナー登録申請	15
(5) ZEHビルダー/プランナーの確認と登録	16
(6) ZEHビルダー/プランナーの公表	16
2-8 注意事項	16
2-9 提出先及び問合せ先	17
(1) 提出先	17
(2) 発送の注意事項	17
(3) 問合せ先	17

INDEX

3章 ZEHビルダー/プランナー実績報告

3 ZEHビルダー/プランナー実績報告

3-1	ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ	20
(1)	提出期間	20
(2)	ポータルサイトへの情報入力	20
(3)	ZEHビルダー/プランナー実績報告添付書類提出(該当者のみ)	20
(4)	ZEHビルダー/プランナー実績報告の確認	22
(5)	ZEHビルダー/プランナー評価制度について	22
(6)	実績の公表	23
3-2	提出先及び問合せ先	24
(1)	提出先	24
(2)	発送の注意事項	24
(3)	問合せ先	24

4章 本年度の事業に係る情報

4 本年度の事業に係る情報

4-1	本年度新規に登録された ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数	27
4-2	令和元年度以前に登録された ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数	28

5章 関連情報(次年度のZEHビルダー/プランナー実績報告と
ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、ZEHマークについて)5 次年度のZEHビルダー/プランナー実績報告と
ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、ZEHマークについて

5-1	次年度(2021年4月)のZEHビルダー/プランナー実績報告について	31
5-2	ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて	32
(1)	ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークの使用対象	32
(2)	ZEHビルダー・マーク及び ZEHプランナー・マークの使用目的	32
(3)	ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク 使用申込～ダウンロードまでの流れ	33
(4)	ZEHビルダー・マーク及び ZEHプランナー・マークの使用に関する注意	33
5-3	ZEHマークについて	34
(1)	ZEHマーク使用申込～ダウンロードまでの流れ	34
(2)	ZEHマークの使用に関する注意	34

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 事業趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省 資源エネルギー庁は、この目標の達成に向けたZEHロードマップの検討を行い、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

また、経済産業省 資源エネルギー庁は、2017年7月に「ZEHロードマップフォローアップ委員会」を設置し、ZEHロードマップの見直し、2020年目標の着実な実現に向けた取り組み状況のフォローアップ、追加的な対策の検討や、2030年目標の実現に向けた課題と対策を検討するため、計4回の委員会とパブリックコメントを経てとりまとめを行い、2018年5月に公表しました。

これを受けて、令和2年度においては国土交通省、経済産業省、環境省が連携し、中小工務店が連携して建築するZEH(ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇)、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH(ZEH+、超高層集合住宅)、引き続き供給を促進すべきZEH(注文住宅、低層・中層・高層集合住宅)の促進支援を進めていくことになりました。

◆「ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

【ご参考】 ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

● 『ZEH』の定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m²K]以下、3地域:0.5[W/m²K]以下、4～7地域:0.6[W/m²K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m²K]以下、3地域:0.5[W/m²K]以下、4～7地域:0.6[W/m²K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

● ZEH Orientedの定義

以下の①～②の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m²K]以下、3地域:0.5[W/m²K]以下、4～7地域:0.6[W/m²K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減(再生可能エネルギー未導入でも可)

※ 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85m²未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)及び多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)に建築された住宅に限る。※¹

※1 2020年4月時点において、経済産業省資源エネルギー庁がパブリックコメント受付中である「令和元年度ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(案)」による。

(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。

本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

2章 ZEHビルダー/プランナー 登録公募

ZEHビルダー/プランナー登録実績報告を行う方は、
「3章 ZEHビルダー/プランナー実績報告」(P18)をご確認ください。

2 ZEHビルダー/プランナー登録公募

2-1 ZEHビルダー/プランナーとは

本事業の趣旨(P5参照)ならびに、「ZEHロードマップ」の意義に基づき、自社が受注する住宅のうち『ZEH』、Nearly ZEH及びZEH Oriented(以下、「ZEH」という)が占める割合を2020年度までに50%以上とする事業目標(以下「ZEH普及目標」という)を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー/プランナー」と定め、公募します。

SIIは、登録されたZEHビルダー/プランナーをホームページで公表します。

また、政府は、登録されたZEHビルダー/プランナーの情報を元にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

2-2 ZEHビルダー/プランナーの役割

ZEHビルダー/プランナーは、自社のZEHが占める割合を2020年度までに50%以上となるZEH普及目標と過年度(2016年度～2019年度)の実績(割合)を自社のホームページや会社概要などで公表して、これの実現に努めてください。

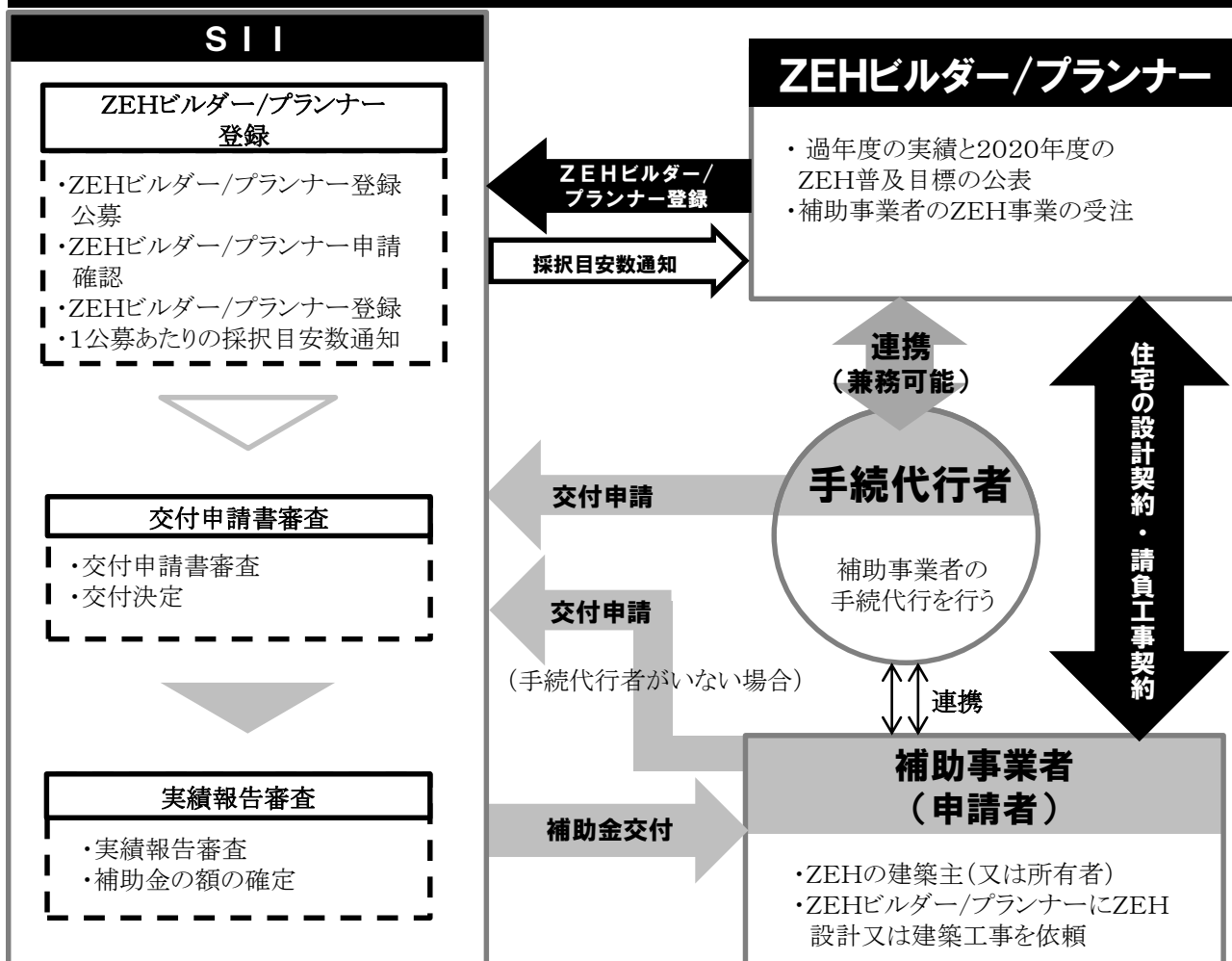
ZEHビルダー/プランナーは、本事業の申請者が新築(または既存改修)するZEHの設計や建築工事及び新築建売住宅を受注する立場となります。

・本事業では、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが設計、建築又は販売を行う住宅であることが申請の要件となります。

・ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。(手続代行者の業務については各補助事業の公募要領参照)

【注意】ZEHビルダー/プランナーがZEHの普及に向けた活動を行っていない場合や、SIIがZEHビルダー/プランナーとして不適切と判断した場合、SIIは本事業のZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。

ZEHビルダー/プランナーの役割と申請者との関係



2-3 ZEHビルダー/プランナー登録

(1) ZEHビルダー/プランナー登録の要件

ZEHビルダー/プランナーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 「ZEH普及目標」(P9参照)を有していること。
 - ・ZEH普及目標においては、2020年度のZEHの普及目標を設定すること
 - ・過年度(2016年度～2019年度)の年間の建築総数(必須)及び、各年度のZEHの普及目標(任意)、ZEHの普及実績(任意)を示すこと。
- ② 過年度のZEH普及実績並びにZEH普及目標について、下記の内容を自社ホームページで公表すること。ホームページを有していない場合、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等に同様の内容を公表すること。

■ ZEH普及目標の掲載について

自社ホームページを有している場合は、そのホームページに2020年度のZEH普及目標及び、過年度(2016年度～2019年度)の年間の建築総数(必須)、ZEHの普及目標(任意)、ZEHの普及実績(任意)を明記してください。

また、登録申請するURLはトップページ及びZEH普及目標公表ページとし、ZEH普及目標はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、ZEH普及目標掲載ページへのアクセスをしやすくなるように、表示等の工夫をお願いいたします。

- ③ ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。
- ④ ZEHの実績を報告すると共に、報告事項の一部を自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で、ZEH普及目標と併せて公表することに合意すること。
- ⑤ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(注) ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。また、建築件数については注文住宅及び既存改修の場合、受注、着工、完工のいずれでも構いません。建売住宅の場合は、販売予定又は販売した住宅戸数を計上してください。

二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則っていただいて構いません。但し、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。

(注) ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めません。

(注) 本事業において、新規でZEHビルダー/プランナー登録を行う場合、申請時に過年度における年間の建築総数(必須)及び、ZEHの普及目標(任意)、ZEHの普及実績(任意)を提出することで実績報告を完了したものとします。

2-4 ZEHビルダー/プランナー登録の区分

(1) 登録の単位

ZEHビルダー/プランナーの登録は、原則として1事業者につき1登録とします。

但し、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網(親会社・支社・支店・子会社・フランチャイズ等)の場合は、グループ網で1登録とします(本社・本店等が当該グループ網を代表して登録してください。また、グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません)。

(2) 地域による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、北海道の区分(A登録)と、北海道以外の都府県の区分(B登録)に分けて行います。

1事業者がA登録、B登録の両方に登録することは可能ですが、その場合、ZEH普及目標を「北海道」と「それ以外の都府県」のそれぞれで設定する必要があります。

※ この場合において、「北海道」と「それ以外の都府県」とで目標数値の融通を行うことはできません。

北海道で供給する住宅の過半数をZEHとする目標と、それ以外の都府県で供給する住宅の過半数をZEHとする目標の二つを設定する必要があります。

(3) 住宅の種別による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、「注文住宅」、「建売住宅」、「既存改修」の種別毎に登録します。

① 「既存改修」に関するZEH普及目標については、その分母を「断熱改修及び住宅全体の改修」とします（「2020年度に、断熱改修及び住宅全体改修のうち、過半数がZEH化改修とする目標」をZEH普及目標として設定してください。水回り設備等の部分改修は対象から除外して構いません）。

② 1事業者で、「注文住宅」、「建売住宅」、「既存改修」の複数区分について登録することが可能です。単独区分の登録も可能です。

※ 複数区分を設定する場合において、異なる住宅種別間で目標数値の融通を行うことができます。例えば、2020年度時点において注文住宅で70%のZEH化目標、建売住宅で20%のZEH化目標、注文住宅+建売住宅で50%以上のZEH化目標を設定した場合、「注文住宅」「建売住宅」の二つの区分でZEHビルダー/プランナー登録が可能です。

■ 複数区分を設定する場合における、異なる住宅種別間での目標数値の融通計算例

○注文住宅 240件のうち 168件をZEH 168/240 = 70%
 ○建売住宅 60件のうち 12件がZEH 12/60 = 20%

この場合

○(注文住宅+建売住宅=300件)のうち 180件がZEH 180/300 = 60% >50%

■ ZEHビルダー/プランナー登録の例

	注文住宅	建売住宅	既存改修
A 登録 (北海道)	○		
B 登録 (他の都府県)	○	○	

1事業者が、上記の区分でZEHビルダー/プランナー登録された場合、①北海道内での建築請負契約を行った注文住宅のZEH、②北海道以外の都府県で建築請負契約を行った注文住宅のZEH、③北海道以外の都府県で販売する建売住宅のZEH、の3種類が補助対象となります。

この場合、「北海道の注文戸建についてのZEH過半数目標」、「北海道以外の都府県の注文戸建と建売住宅の合計についてのZEH過半数目標」の二つのZEH普及目標を設定し、登録を受ける必要があります。

③ 建売住宅ZEHビルダー/プランナーにおける2020年度ZEH普及目標について

住宅の種別による区分において「建売住宅」の種別区分を有する者のZEH普及目標は、従来の「全体で50%以上」に加え、「注文住宅のみで50%以上(注文住宅全体のうち、ZEHの注文住宅合計が50%以上)」でも可とします。

但し、住宅の種別による区分に「建売住宅」を含み、且つ「注文住宅」を含まない者の2020年度時点でのZEH普及目標は、必ずしも50%以上である必要はありません。

(4) 「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択

申請者は、ZEHビルダー/プランナー登録にあたり、「ZEHビルダー」又は「ZEHプランナー」いずれかの名称を選択することができます。自社の業種(住宅施工・住宅設計・住宅販売等)に見合う名称を選択してください。

但し、「ZEHビルダー」を選択した方はZEHビルダー・マークのみ、「ZEHプランナー」を選択した方はZEHプランナー・マークのみ使用可能です。

2-5 ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報

- ① 登録申請書
 - ・ZEHビルダー/プランナー登録申請書
- ② ZEH事業計画
 - ・過年度(2016年度～2019年度)の年間の建築総数(必須)及び、ZEHの普及目標(任意)、ZEHの普及実績(任意)
 - ・2019年度の『ZEH+』及びNearly ZEH+の建築実績
 - ※『ZEH+』及びNearly ZEH+の建築実績については建築件数を把握している場合はその実績を報告し、把握できていない場合は「0」計上を認めます。
 - ・2020年度の年間建築目標
ZEH受注(又は着工、完工)の割合
 - ※ 目標は、2020年度にZEHの割合が50%以上になっていることが求められます。
(緩和措置を受ける建売住宅ZEHビルダー/プランナーを除く)
 - ※ A登録、B登録の両方に登録申請する場合には、それぞれ目標値を設定してください(P11参照)。
 - ※ 注文住宅、建売住宅、既存改修の複数区分で登録申請する場合は、「A登録」内、「B登録」内で目標値の融通を行うことができます(P11参照)。
 - ・目標達成に向けた具体策
 1. ZEHの周知・普及に向けた具体策
 2. ZEHのコストダウンに向けた具体策
 3. その他の取り組み等
 4. 新築注文戸建住宅への取り組み
 5. 新築建売戸建住宅への取り組み
 6. 既存戸建住宅の改修への取り組み
- ③ 会社概要(実施体制図が分かるもの。カタログ等でも可)
 - ※ 支店・代理店等がある場合は、支店網・フランチャイズ網等も明記してください。
 - ※ ZEHビルダー・ポータルサイトに登録する「対応可能エリア」は、各種許可証又は登録証と一致する都道府県であること。
- ④ 印鑑証明書(申請前3カ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 各種許可証・登録証の写し(建設業の場合は原則、一般建設業許可証又は特定建設業許可証の写し、建築設計事務所の場合は建築士事務所登録証の写し)
 - ※ 建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録する場合は、宅地建物取引業免許の写し
 - ※ 上記のいずれの資格も有しない場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人との保険契約締結証明書の写し
- ⑥ ZEH目標の公表資料
 - ・自社ホームページでZEH目標を公表する場合はそのURL
 - ・自社ホームページ以外で公表する場合は会社概要・パンフレット等

2-6 ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告とその一部の公表

ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を年度毎に報告する必要があるため、注意してください(詳細はP18～P25「3章 ZEHビルダー/プランナー実績報告」をご確認ください)。

- ① 事業年度におけるZEHの割合(登録された区分毎に実績を分けて報告すること)
- ② ①の算出の根拠となる以下の資料
 1. 事業年度における住宅建築件数
 2. 事業年度における『ZEH』、『ZEH+』の建築件数
 3. 事業年度におけるNearly ZEH、Nearly ZEH+の建築件数
 4. 事業年度におけるZEH Orientedの建築件数
- ③ ZEHの普及に向けて行った取り組み内容
- ④ ZEHの外皮性能(UA値)の分布(任意)
- ⑤ エネルギー消費削減率の分布(任意)
- ⑥ BELSの取得割合、BELSの取得目標宣言及びBELS工務店情報(任意)

- ・建築件数の単位(件数、戸数、軒数)は、ZEHビルダー/プランナー登録時の単位と同じものを用いてください。
- ・ZEHビルダー/プランナー登録時に設定したZEH普及目標を達成していなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダー/プランナーの登録を取り消したり、補助金の返還を求めることはありません。但し、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。

- ・④～⑥は任意報告事項です。必ずしも報告しなくても構いませんが、ZEHビルダー/プランナー評価制度(P22)の項目に含まれます。

- ・本事業において登録を受けたZEHビルダー/プランナー報告は、2020年度の実績内容を2021年度に報告していただきます。時期、提出先等は今後ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者にご連絡します。

上記報告事項のうち、「①事業年度におけるZEHの割合」については、自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

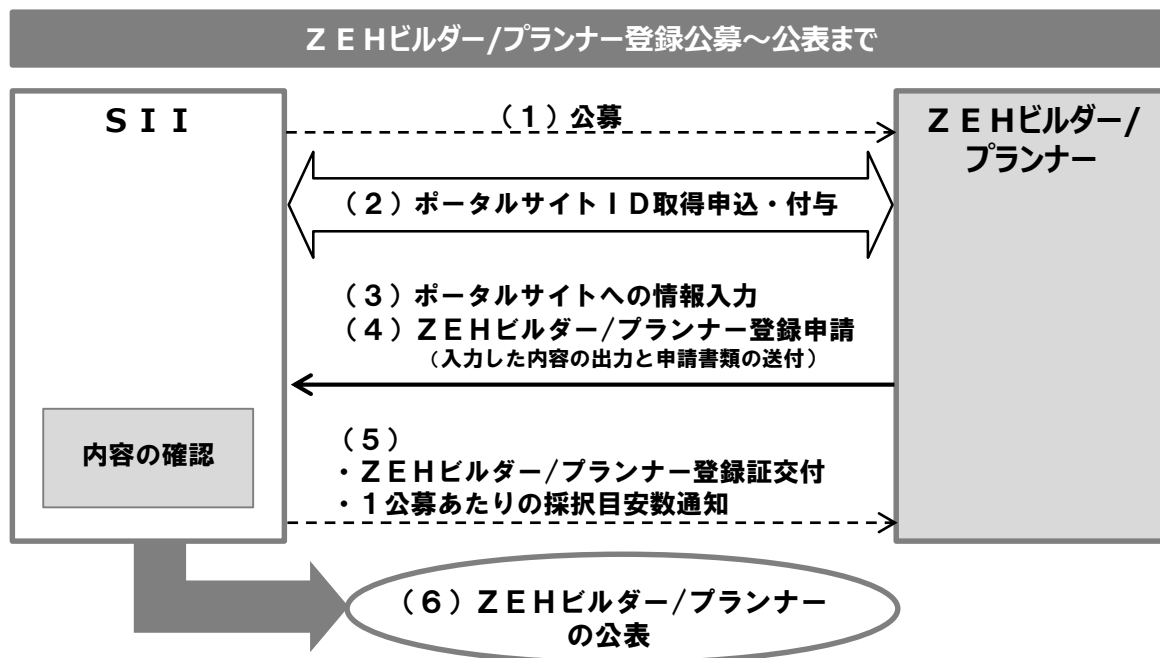
- ・②～⑥については、公表しなくとも問題ありません。

(注) 政府は、ZEHビルダー/プランナーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、あらかじめご了承ください。

なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

2-7 ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表

ZEHビルダー/プランナーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行います。



ZEHビルダー/プランナー登録の申請は、インターネット環境並びにEメールの送受信環境を利用して行います。
インターネット環境並びにEメール送受信環境をお持ちでない方で、ZEHビルダー/プランナー登録を希望する方は、その旨をSIIまでお問い合わせください。

(1) 公募

SIIは以下の期日にZEHビルダー/プランナーを公募します。

公募期間：2020年4月7日(火)～2021年1月29日(金) 17時必着

- ※ 第1回公表日(5月1日)にZEHビルダー/プランナーの登録を希望する場合には4月17日(金)17時必着で、申請書類が到着するように送付してください。
- ※ 第2回公表日(5月22日)にZEHビルダー/プランナーの登録を希望する場合には5月7日(木)17時必着で、申請書類が到着するように送付してください。

書類に不備等がある場合には、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがありますので、注意してください。

(2) ポータルサイトのID取得申込～IDの付与

ZEHビルダー/プランナーの登録申請は、SIIがWEB上に設置するポータルサイトを活用して行ってください。

- ① SIIホームページからID取得の申込手続きを行ってください。
- ② ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報(ID、パスワード)が通知されます。

※ ID取得申込以降のポータルサイトの運用についてはSIIホームページに掲載の「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

(3) ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトのURLにアクセスして、取得したID・パスワードでログインして必要事項を入力してください。

(4) ZEHビルダー/プランナー登録申請

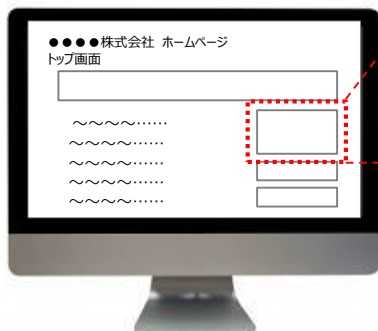
ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトの入力完了したら、PDF出力の「ZEHビルダー/プランナー登録申請書」をクリックしてポータルサイト上で生成されるPDF(下表No.①)を出力してください。
 必要箇所を捺印し、下表②～⑤の書類と併せてSIIが指定する方法でファイリングし、送付してください。
 なお、**申請書類一式は原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**
 ※ 捺印は必ず「登録印」で行ってください。
 ※ 1事業者が「A登録」と「B登録」の両方に申請する場合は、同一のファイリングとすることで②～⑤の書類については共通の提出書類で可とします。

<申請書類一覧>

	インデックス名	様式	申請書類名称	ポータル出力	注意事項
①	登録申請書	指定(定型様式7-4-1)	ZEHビルダー/プランナー登録申請書 (ZEHビルダー/プランナーに係る誓約事項に同意しているもの)	●	
②	会社概要書	様式自由	会社概要書		カタログ等でも可 以下の内容が含まれること ・会社名 ・代表者 ・所在地 ・実施体制図
③	印鑑証明書	写し	印鑑証明書		3カ月以内に発行されたもの
④	各種許可証・登録証	写し	各種許可証・登録証の写し又は下記いずれの資格も有しない場合、住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約締結証明書の写し ・一般建設業許可証 ・特定建設業許可証 ・建築士事務所登録証 ・宅地建物取引業免許 等		「ZEHビルダー」登録を希望する者は建設会社としての、「ZEHプランナー」登録を希望する者は建築設計会社としての各種許可証・登録証の写しを提出すること
⑤	目標公表資料	様式自由	ZEH目標公表資料		会社概要等に目標を公表し、該当箇所が確認できる書類を提出 ※自社ホームページで公表する場合はそのURLをポータルサイトに申請し、書類提出は不要

(注) 申請書類に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

<⑤ 目標公表資料について>



ZEH普及目標と実績				
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実績(年間建築総数)				ZEH普及目標
3件	10件	15件	20件	75%

2020年度目標は50%以上となっていること

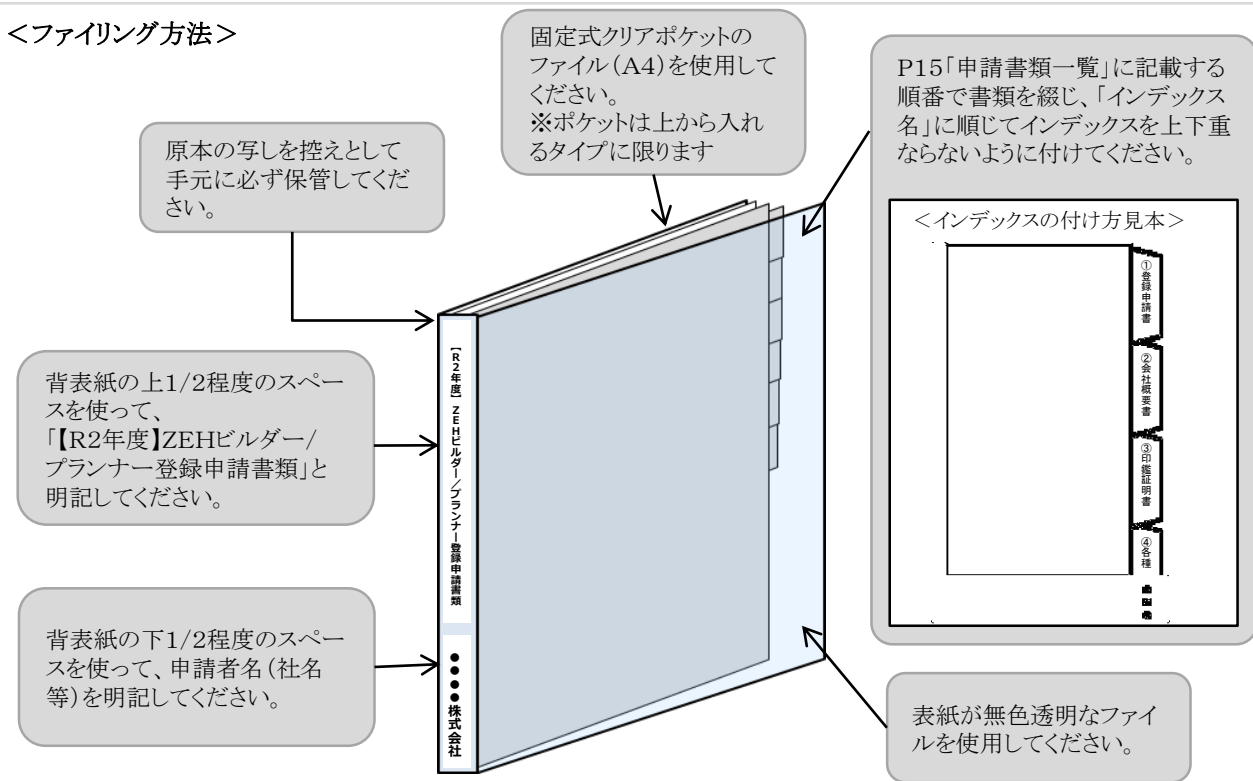
目標公表資料は、下記項目を含めた上で作成してください。

- ・過年度(2016年度～2019年度)の建築総数
- ・2020年度のZEH普及目標

以下項目は任意とします。

- ・過年度のZEH普及目標
- ・過年度のZEH普及実績

<ファイリング方法>



(5) ZEHビルダー/プランナーの確認と登録

SIIは、公募期間中に届いたZEHビルダー/プランナー登録申請内容について確認を行い、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー/プランナー登録証を交付すると共に、1公募あたりの採択目安数を通知します(P27参照)。

また、登録されたZEHビルダー/プランナーを定期的にSIIホームページにて公表します。
確認の結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

(6) ZEHビルダー/プランナーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEHビルダー/プランナーとして登録し、下記の期日に公表します。

第1回公表日：2020年5月 1日(金) [4月17日(金) 17時必着]

第2回公表日：2020年5月22日(金) [5月7日(木) 17時必着]

第3回以降については2020年6月以降、月に1回を目安に公表します。

公表日等のスケジュールについてはSIIホームページにて最新の情報をご確認ください。

※ 個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

2-8 注意事項

ZEHビルダー/プランナーの登録申請を行う者は以下の点にご注意ください。

- ① SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力してください。
- ② 不正な方法でZEHビルダー/プランナーに登録申請した場合、ZEHビルダー/プランナーが正当な理由なく実績報告を行わない場合、ZEHの割合の公表を行わない場合、虚偽の実績報告を行った場合、ZEHの普及に向けた活動を全く行っていない場合等ZEHビルダー/プランナーとして不適切であると判断した場合、SIIはZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。
また、ZEHビルダー/プランナーによる不正行為によってZEHビルダー/プランナー登録が抹消された場合には、その旨の公表の他、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、ご注意ください。
- ③ ZEHビルダー/プランナーの登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、その指示に従ってください。

2-9 提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、こちらは**令和2年度 ZEHビルダー/プランナー登録**の提出先を示したものです。申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

申請書提出先シート

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内


『令和2年度 ZEHビルダー/プランナー登録』

申請係

会社名 _____

担当者氏名 _____ 電話番号 _____

使用例



※あてはまる内容物に
チェックをしてください

登録申請書

その他の書類

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL : 03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

3章 ZEHビルダー/プランナー 実績報告

新規にZEHビルダー/プランナー申請を行う方は、
「2章 ZEHビルダー/プランナー登録公募」(P8)をご確認ください。

3 ZEHビルダー/プランナー実績報告

過年度のZEH支援事業において、ZEHビルダー/プランナー登録を受け、公表されたZEHビルダー/プランナーは、申請時に設定した2019年度の目標に対する実績報告をSIIが定める期間内に実施する必要があります(令和元年度ZEHビルダー/プランナー実績報告)。

SIIは、提出された2019年度のZEH普及実績等に応じて、ZEHビルダー/プランナー毎に、環境省による「令和2年度ZEH支援事業」における1公募あたりの採択目安数を設定し、これを通知します。

また、SIIは提出された2019年度のZEH普及実績等をもとに、6段階の評価制度を実施します(ZEHビルダー/プランナー評価制度)。

なお、ZEHビルダー/プランナー毎の2019年度におけるZEH普及実績(割合)は2020年度までのZEH普及目標と併せてSIIホームページにて公表します。また、SIIはZEHビルダー/プランナー評価制度の結果を6段階(★なし～★★★★★)でホームページにて公表します。

※「令和2年度 ZEH+実証事業」の提案応募は、令和元年度ZEHビルダー/プランナー実績報告の内容を加味して戸数割当が交付されます。

※ SIIの登録を受けたZEHビルダー/プランナーが「令和2年度 ZEH支援事業」「令和2年度 ZEH+実証事業」で申請する住宅に関与する場合、ZEHビルダー/プランナー実績報告を行い、公表されていることが要件となります。

※ ZEHビルダー/プランナーは、2020年度までのZEH普及目標と併せて、SIIに報告した2019年度の実績を自社のホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表する必要があります。

■ZEH普及実績の公表について

自社ホームページを有している場合は、そのホームページに掲載されているZEH普及目標と併せて、ZEH普及実績を明記してください。ZEH普及実績はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、掲載ページへのアクセスをしやすくなるように、表示等の工夫をお願いいたします。

<提出書類一覧>

No	様式	申請書類名称	ポータル出力	注意事項
①	指定様式	ZEHビルダー/プランナー 実績報告添付書類送付状	●	<ul style="list-style-type: none"> 事業者名、所在地、実務担当者、ZEHビルダー/プランナー登録番号を明記すること 指定様式はポータルサイト又はSIIホームページ (https://.sii.or.jp/meti_zeh02/builder/report.html) から出力可能
②	様式自由	※該当する場合のみ ZEH普及実績及び目標公表資料		<ul style="list-style-type: none"> 実績報告時、ZEH目標の公表方法において「会社概要」又は「その他書類等」を選択した場合は必須 会社概要等に実績を公表し、該当部分を色付きのペン等で囲んだ書類を提出 2019年度の実績及び2020年度の目標が掲載されていること
③	—	※該当する場合のみ BELS表示割合の公表資料		実績報告時、BELSの取得件数項目においてBELSの取得割合を入力した場合は提出必須
④	—	※該当する場合のみ BELS工務店であることを証明する書類		実績報告時、BELSの取得件数項目においてBELS工務店情報にチェックを入れた場合は提出必須
⑤	—	※該当する場合のみ 各種許可証・登録証の写し ・一般建設業許可証 ・特定建設業許可証 ・建築士事務所登録証 ・宅地建物取引業免許 等		実績報告時、許可証情報を変更した場合は提出必須

<ファイリング方法>

① ZEHビルダー/プランナー
実績報告添付書類送付状

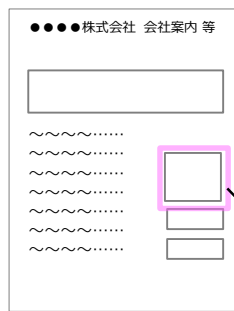
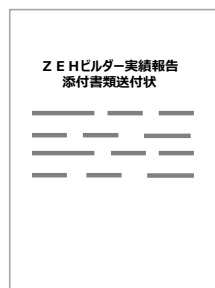
※該当する場合のみ

② 実績及び目標公表資料

※該当する場合のみ

③ BELS表示割合の公表資料

④ BELS工務店であることを証明する書類



公表されている箇所を
ペンで囲む



ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト又はSIIホームページから出力可能

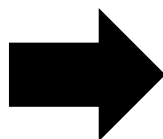
- 実績及び目標が公表されている会社案内等(様式は上図を参照)
- 該当箇所を色付きのペン等で囲んであること

- 自社のBELS表示割合が公表されている資料
- BELS工務店であることが証明できる書類(ホームページによる公表等)

※該当する場合のみ

⑤ 各種許可証・登録証の写し

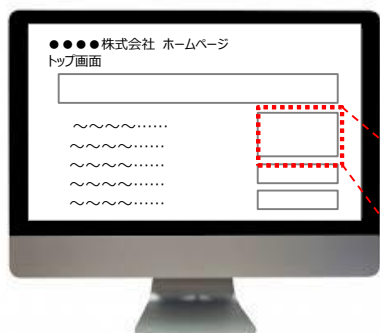
クリアファイル(無色透明)



①②③④⑤(②、③、④、⑤は該当する場合のみ)の順に無色透明なクリアファイルにファイリングしてSIIへ送付(P24参照)
※A登録、B登録両方で実績報告を行う場合は、別々のクリアファイルにファイリングをした上で送付は同一便で可とします。

<② ZEH普及実績及び目標公表について>

自社ホームページ等で公表しているZEH普及目標に、2019年度のZEH普及実績を追加(下図青枠部分)すること。



目標公表資料は以下の項目を必ず記載するようにしてください。
(実績報告の内容はSIIのホームページで公開されますので、留意してください)

【実績】過年度(2016年度～2019年度)のZEH普及実績[%]
(※ ZEHビルダー/プランナー登録を受けた年度以降必須)
(※ ZEH普及実績を公表できない場合は、戸建住宅の総建築数)

【目標】2020年度のZEH普及目標[%]

(注) ZEH普及目標は『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む割合であること。

例 ZEH普及目標と実績

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実績				ZEH普及目標
5%	15%	30%	40%	50%

(4) ZEHビルダー/プランナー実績報告の確認

SIIは、実績報告期間中に届いたZEHビルダー/プランナー実績報告内容について確認を行い、適正であると認めたZEHビルダー/プランナーに通知書を送付します。

確認の結果は可否に関わらずZEHビルダー/プランナーに通知します。

また、本事業では、提出された実績報告に基づき、ZEHビルダー/プランナー毎に1公募あたりの採択目安数を設定し(P28参照)、通知します。

(5) ZEHビルダー/プランナー評価制度について

ZEHビルダー/プランナーによるZEH普及への取り組みの加速を促すため、ZEHビルダー/プランナー実績報告の項目に応じて評価制度を実施します。

ZEHビルダー/プランナーの評価は、以下に示す①～⑤の順に項目を評価し、評価項目を満たした段階に応じて6段階の評価を行い、ZEHビルダー/プランナー実績報告の確認後の通知と併せて送付します。

また、SIIはZEHビルダー/プランナー評価制度の結果を6段階(★なし～★★★★★)でホームページにて公表します。

【評価項目】

- ① 前年度(2019年度)のZEHビルダー/プランナー実績報告の有無。
- ② 前年度(2019年度)のZEH普及実績及び各年のZEH普及目標・実績の自社ホームページにおける表示の有無。

【注意】 自社ホームページにおける当該情報の掲載は原則トップページであること。トップページ以外に掲載する場合は、トップページから当該ページへの直リンクを常設すること。

- ③ 前年度(2019年度)において、ZEHビルダー/プランナーとして『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH Orientedの建築実績を有している。※1
- ④ 前年度(2019年度)の自社のZEH普及目標を達成している。又は年間に供給する住宅の過半以上が『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH Orientedとなっている。※1
- ⑤ 次のいずれかに相当する

- 1. ZEHビルダー/プランナー実績報告の際に『ZEH』、Nearly ZEH又はZEH OrientedのUA値及びエネルギー消費削減率の分布をSIIに報告している(報告数が対象の9割に満たない場合は、評価の対象とならないので注意すること)。
- 2. 「2020年までに自社で建設する全物件へのBELS表示」を自社目標に掲げ、毎年度、自社物件のBELS表示割合について公表すると共にSIIに報告している。又は、国土交通省による地域型住宅グリーン化事業における「BELS工務店」登録を受けている。

※1 住宅の種別による区分に「注文住宅」が含まれる場合、ZEH普及目標及びZEH普及実績は注文住宅の数値のみを用いて評価を行います。

(注) 目標値が0、又は報告を行った結果の合計値が0の場合は評価対象とならないので注意すること。

(6) 実績の公表

SIIでは、提出されたZEHビルダー/プランナー実績報告の確認が完了し、適正であると認めた場合、下記の期日にSIIホームページに掲載するZEHビルダー/プランナー一覧において、ZEHビルダー/プランナー毎に実績報告の実施有無及び2019年度におけるZEH普及実績(割合)を公表します。

第1回公表日 : 2020年 5月22日(金) [4月27日(月)17時必着]

第2回公表日 : 2020年 6月26日(金) [5月29日(金)17時必着]

第3回公表日 : 2020年 7月29日(水) [6月30日(火)17時必着]

※ 詳細については、SIIホームページをご確認ください。

※ 個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

■SIIホームページ公表イメージ

登録名称 (屋号)	登録 年度	登録 種別	ZEH ビルダー/ プランナー の種別	ZEH普及目標と実績 ＜自社が受注する住宅のうちZEHが占める割合＞					連絡先
				2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
				目標 ▲▼ 実績 ▲▼	目標 ▲▼ 実績 ▲▼	目標 ▲▼ 実績 ▲▼	目標 ▲▼ 実績 ▲▼	▲▼	
〇〇ホーム ★★★★★	28	B	注 建 改	全 3% 全 5%	全 12% 全 15%	全 25% 全 30%	全 40% 全 45%	全 50%	0000-00-0000 ホームページ
△△ホーム ★	29	B	注 建	全 10% 全 5%	全 20% 全 15%	全 30% 全 25%	全 40% 全 38%	全 55%	0000-00-0000
□□ホーム ★★★★★	30	A	注	全 0% 全 0%	全 10% 全 7%	全 25% 全 25%	全 35% 全 35%	全 50%	0000-00-0000 ホームページ

3-2 提出先及び問合せ先


提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、こちらは**令和元年度 ZEHビルダー/プランナー実績報告**の提出先を示したものです。申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

<p>〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階 一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内</p> <p>『令和元年度 ZEHビルダー/プランナー実績報告』 係</p> <p>会社名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____</p>	<p>申請書提出先シート</p> <p>使用例</p>  <p>※あてはまる内容物に チェックをしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 実績報告書類 <input type="checkbox"/> その他の書類</p>
--	--

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL : 03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

4章 本年度の事業に係る情報

4 本年度の事業に係る情報

4-1 本年度新規に登録されたZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

SIIは、本年度登録されたZEHビルダー/プランナー毎に2020年度のZEH普及目標等に応じた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。

各公募において採択目安数を超える申請があった場合、超過した申請は受理しません。

なお、採択目安数は環境省による「令和2年度 ZEH支援事業」の公募申請においてのみ適用されます。

【1公募あたりの採択目安数算出方法】

① 2020年度のZEH普及目標等に応じた算出値

採択目安数の設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。

なお、住宅の種別による区分に「注文住宅」を含み登録されたZEHビルダー/プランナーの場合、要素となる数値は「注文住宅」の報告値を設定します。

■算出値の算出方法

$$\begin{aligned} & (2019年度における年間実績数)^{\ast 1} \times (2020年度 ZEH普及目標 [\%]) \\ & \times (2019年度 ZEH実績 [\%]) \div (2019年度 ZEH普及目標 [\%])^{\ast 2} \ast 3 \end{aligned}$$

※1 ZEHビルダー/プランナー登録申請時に提出する年間の建築総数

※2 (2019年度 ZEH実績[\%]) / (2019年度 ZEH普及目標[\%])の上限は「1」とする。

※3 本事業において新規でZEHビルダー/プランナーに申請したZEHビルダー/プランナーについては、2019年度ZEH実績[\%]及び、2019年度ZEH普及目標[\%]がない場合(「0」の場合を含む)は(2019年度ZEH実績[\%]) / (2019年度ZEH普及目標[\%])を「0」として算出。

② 採択目安数の設定

①で算出した値に応じ、下表のとおり、1公募あたりの採択目安数を設定します。

算出値	1公募あたりの採択目安数
0以上 1,000未満	45
1,000以上 2,500未満	112
2,500以上 5,000未満	225
5,000以上	450

(注) 採択目安数は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

4-2 令和元年度以前に登録されたZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

SIIは、過年度のZEH支援事業において登録されたZEHビルダー/プランナー毎に、令和元年度ZEHビルダー/プランナー実績報告に基づいた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。各公募において採択目安数を超える申請があった場合、超過した申請は受理しません。なお、採択目安数は環境省による「令和2年度 ZEH支援事業」の公募申請においてのみ適用されます。

【1公募あたりの採択目安数算出方法】

① 2020年度のZEH普及目標等に応じた算出値

採択目安数の設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。

なお、住宅の種別による区分に「注文住宅」を含み登録されたZEHビルダー/プランナーの場合、要素となる数値は「注文住宅」の報告値を設定します。

■算出値の算出方法

$$\begin{aligned} & (2019年度における年間実績数)^{\ast 1} \times (2020年度 ZEH普及目標 [\%]) \\ & \times (2019年度 ZEH実績 [\%]) \div (2019年度 ZEH普及目標 [\%])^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1 ZEHビルダー/プランナー実績報告時に提出する年間の建築総数

※2 (2019年度 ZEH実績[\%]) / (2019年度 ZEH普及目標[\%])の上限は「1」とする。

(注) 2019年度 ZEH普及目標を「0%」としていた場合、算出値は「0」となります。

② 採択目安数の設定

①で算出した値に応じ、下表のとおり、1公募あたりの採択目安数を設定します。

算出値	1公募あたりの採択目安数
0以上 1,000未満	45
1,000以上 2,500未満	112
2,500以上 5,000未満	225
5,000以上	450

(注) 採択目安数は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

5章 関連情報

**(次年度のZEHビルダー/プランナー実績報告と
ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、
ZEHマークについて)**

5 次年度のZEHビルダー/プランナー実績報告と ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、ZEHマークについて

5-1 次年度(2021年4月)のZEHビルダー/プランナー実績報告について

経済産業省 資源エネルギー庁では、ZEHビルダー/プランナー登録制度の2020年度実績収集を目的として、2021年(令和3年)4月に登録ZEHビルダー/プランナーに対してZEHビルダー/プランナー実績報告を求める予定です。

このZEHビルダー/プランナー実績報告では、本年度までの実績報告内容に加えて「都道府県ごとのZEH受注数」の報告を行って頂く予定です。

都道府県ごとのZEH受注数は、2020年度における『ZEH』、『ZEH+』、Nearly ZEH、Nearly ZEH+、ZEH Oriented などZEHシリーズの受注件数と、非ZEH住宅の件数について、住宅所在地を都道府県別に集計し、ZEHビルダー/プランナー登録区分によらず「注文住宅」「建売住宅」「既存改修」それぞれの件数を報告して頂くことを予定しています。

5-2 ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて

SIIでは、登録されたZEHビルダー/プランナーを対象として、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用申込を受け付けています。

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーのみが使用できます。

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用申込は、SIIホームページ上で随時受け付けしており、ダウンロードされたZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークには、ZEHビルダー/プランナー毎に付与されているZEHビルダー/プランナー登録番号が付番されます。

(ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ZEHビルダー/プランナー登録番号を外した使用はできません)

■ZEHビルダー・マークのサンプル



■ZEHプランナー・マークのサンプル



(1) ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークの使用対象

SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーは、選択した登録名称区分に応じたマークを使用することが可能です。ZEHビルダーはZEHビルダー・マークのみ、ZEHプランナーはZEHプランナー・マークのみ使用可能です。

(2) ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用目的

SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが、販促・宣伝等の活動を行う際に、ZEHビルダー/プランナーである旨を示す事を目的として、マークを使用することができます。

なお、上記で示した目的外の使用は禁止します。

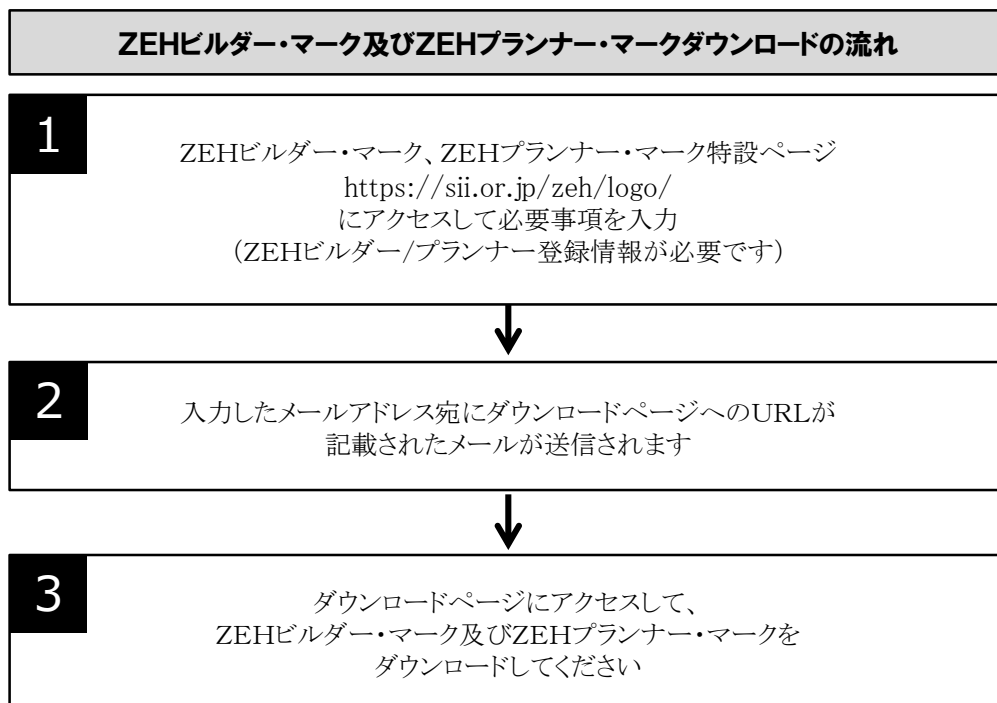
<使用例>

社員の名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載、各種ノベルティグッズ展開、展示会場等におけるサイン等。

※ 使用の際は、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用ガイドライン」を必ず確認してください。

(3) ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用申込～ダウンロードまでの流れ

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用を希望するZEHビルダー/プランナーは、ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク特設ページにアクセスし、必要事項を入力の上、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークをダウンロードしてください。

**(4) ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に関する注意**

- ① ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用許諾規定」及び「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。
- ② ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークの使用申込及びダウンロードは、ZEHビルダー/プランナー1社につきそれぞれ1回となります。
 ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った実務担当者が支店、フランチャイズ等のグループ網を代表して使用申込を行ってください。また、グループ網(支店、フランチャイズ等)でZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用する際は、管理者を選定いただく等取扱いには十分にご注意ください。
- ③ 利用条件に反してZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを除去し、使用を停止してください。

5-3 ZEHマークについて

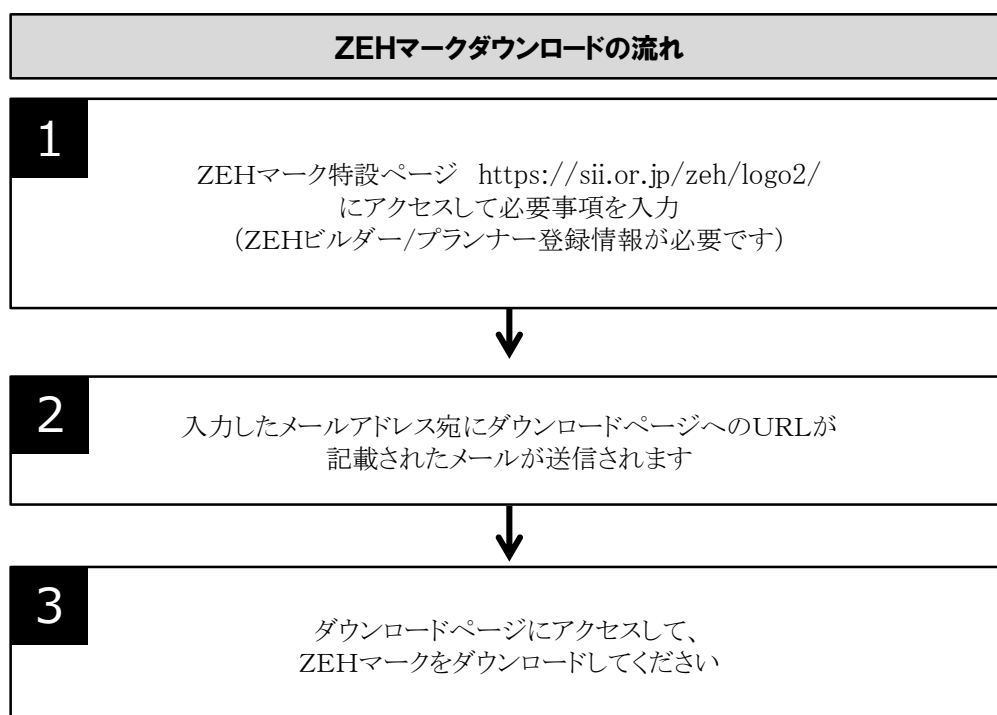
SIIでは、登録されたZEHビルダー/プランナーを対象として、ZEHマークの使用申込を受け付けています。ZEHマークは、使用用途によって対象者及び使用条件が異なりますので、「ZEHマーク使用許諾規定」(SIIホームページ上のZEHマーク申込ページ「ZEHマーク使用に関する注意」)を必ずご確認ください、順守願います。

■ZEHマークのサンプル



(1) ZEHマーク使用申込～ダウンロードまでの流れ

ZEHマークの使用を希望するZEHビルダー/プランナーは、ZEHマーク特設ページにアクセスし、必要事項を入力の上、ZEHマークをダウンロードしてください。



(2) ZEHマークの使用に関する注意

- ① ZEHマークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHマーク使用許諾規定」及び「ZEHマークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。
- ② ZEHマークの使用申込及びダウンロードは、ZEHビルダー/プランナー1社につき1回となります。ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った実務担当者が支店、フランチャイズ等のグループ網を代表して使用申込を行ってください。また、グループ網(支店、フランチャイズ等)でZEHマークを使用する際は、管理者を選定いただく等取扱いには十分にご注意ください。
- ③ 利用条件に反してZEHマークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHマークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHマークを除去し、使用を停止してください。

